確定版

肥料価格高騰緊急支援事業説明会
～農業者向け～

令和８年11月17,18日

農政部農業技術課環境農業係

１．肥料価格高騰緊急支援事業について

９月補正予算額　423,499千円

１　事業の趣旨・背景

＜現状＞
・国際情勢や円安の進行等の影響で、国内肥料価格は高止まり
・中東情勢により、次年度春肥の価格が大幅に上昇する見通し

＜課題＞
・これまでの価格高騰分を十分に販売価格へ転嫁できていない
・さらなる価格上昇は営農意欲低下や離農の加速に繋がるおそれ

＜対応＞
・急激な肥料価格上昇への緊急施策として、肥料費の一部を支援

農業経営体の経営負担軽減と営農継続を図るとともに、化学肥料削減による生産コスト低減と環境負荷低減を促進

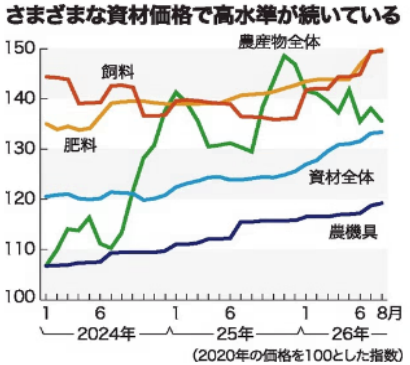
2026年10月12日
８月資材価格が過去最高　前年比７％上昇、コスト押し上げ

| ニュース | 主要記事

農水省は、農産物や農業資材の価格動向を表す農業物価指数の、８月の値を発表した。２０２０年の価格を１００とした時に、農業資材の指数は１３３・３で過去最高。前年同月から７・４％、前月から０・２％上昇した。肥料、飼料、農機具などさまざまな資材で上がっていて、農家の生産コストを押し上げている。

春肥値上げ危惧

肥料の指数は１４９・８で前月から０・５％上昇、前年同月からは６・３％上昇した。全ての肥料品目で前月から上がり、硫安は１５７・２、尿素は１８１・１、高度化成は１５３・４などとなった。ＪＡ関係者からは、今後供給が始まる春肥価格が過去最高水準になる可能性があると危惧する声も出ている。



全農 ZEN-NOH
食と農を未来へつなぐ。
全農について　事業紹介　全農の県本部　サー

（3）この結果、令和８肥春肥価格は次のとおり決定しました。

分類		品目	成分(%)	前期比
単肥	窒素質	尿素（輸入、大粒）	46	-2.7%
		尿素（国産、細粒）	46	21.7%
		硫安（大粒）	21	14.8%
		石灰窒素	21	3.1%
	りん酸質	過石	17	14.3%
		重焼りん	35	3.4%
	加里質	塩化加里	60	5.1%
		硫酸加里	50	21.0%
		けい酸加里	20	13.1%
複合肥料		高度化成（基準）	15-15-15	15.3%

適用開始：令和８年１１月から（地域・作物により異なる場合があります）

10.30全農ニュースリリース

高度化成肥料が前期比15.3%の価格上昇

2．事業概要

1　補助内容　　肥料費の一部を助成

2　交付対象者　農産物販売を主たる収入としているみどり認定者等

⇒農産物販売を主たる収入としているとは？

農業収入が総収入の過半を占めていること

個人：確定申告書　第一表の「収入金額等」において、
総合譲渡㋕㋖及び一時収入㋗の金額を除く収入金額等の合計に対し、
農業収入㋑が５割を上回っている

法人：決算報告書において、
すべての事業部門の売上高合計に対し、農業部門※の売上高が５割を上回っている　※農畜産物販売、農作業受託、加工品販売、観光農園

＜個人の確定申告書＞

（単位は円）

収入金額等	事業	営業等	G09		㋐	G28	
		農業	G10		㋑	G29	
	不動産	G11		G12		㋒	G30
	配当					㋓	G31
	給与			G13		㋔	G32
	雑	公的年金等				㋕	G33
		業務		G14		㋖	G34
		その他		G15		㋗	G35
	総合譲渡	短期				㋘	G36
		長期				㋙	G37
	一時					㋚	G38

農業収入㋑　÷　㋐～㋗合計　＞0.5

⇒みどり認定者等とは？

補助金申請時点において①～⑤の**いずれかに該当**していること

① みどり認定者
② 信州の環境にやさしい農産物認証取得者
③ 有機JAS認証取得者
④ 環境保全型農業直接支払交付金における有機農業実践者
⑤ エコファーマー認定取得者

①～⑤に該当しない農業者は
申請時までに**新たにみどり認定を取得**
（みどり認定申請中は不可）

※ただし、みどり認定者及びエコファーマー認定取得者の内、補助金を交付された農業者は環境負荷低減農業の実施状況報告が必要です。

2．事業概要

3　対象経費　　直近決算書に計上された「肥料費」

個人：令和７年の青色申告決算書又は白色申告収支内訳書

法人：直近決算報告書における「肥料費」

※報告書内に勘定科目「肥料費」がなければ任意様式で作成。
ただし、任意様式の場合は「肥料の品質の確保等に関する法律」に定められている肥料が補助対象になります。

4　補助率　　肥料費の１割以内（上限額150万円）

補助金額＝肥料費×補助率　※千円未満切り捨て

（例）

肥料費	補助額
250,000円	25,000円
985,600円	98,000円
15,000,000円	1,500,000円
20,000,000円	1,500,000円

＜青色申告決算書＞

令和　年　月　日

損　益

（令和二年分以降用）

	科目		金額（円）
収入金額	販売金額	① C01	
	家事消費金額 事業消費金額	② C02	
	雑収入	③ C03	
	小計（①+②+③）	④ C04	
	農産物の棚卸高 期首	⑤ C05	
	農産物の棚卸高 期末	⑥ C06	
	計（④－⑤+⑥）	⑦ C07	
経費	租税公課	⑧ C08	
	種苗費	⑨ C09	
	素畜費	⑩ C10	
	肥料費	⑪ C11	
	飼料費	⑫ C12	
	農具費	⑬ C13	
	農薬衛生費	⑭ C14	
	諸材料費	⑮ C15	
	修繕費	⑯ C16	
	動力光熱費	⑰ C17	

＜白色申告収支内訳書＞

令和　年　月　日

（令和二年分以降用）

	科目		金額（円）
収入金額	販売金額	① C01	
	家事消費金額 事業消費金額	② C02	
	雑収入	③ C03	
	小計（①＋②＋③）	④ C04	
	農産物の棚卸高 期首	⑤ C05	
	農産物の棚卸高 期末	⑥ C06	
	計（④－⑤＋⑥）	⑦ C07	
経費	雇人費	⑧ C08	
	小作料・賃借料	⑨ C09	
	減価償却費	⑩ C10	
	貸倒金	⑪ C11	
	利子割引料	⑫ C12	
	その他の経費 租税公課	㋑ C13	
	その他の経費 種苗費	㋺ C14	
	その他の経費 素畜費	㋩ C15	
	その他の経費 肥料費	㋥ C16	
	その他の経費 飼料費	㋭ C17	
	その他の経費 農具費	㋬ C18	
	その他の経費 農薬衛生費	㋣ C19	
	その他の経費 諸材料費	㋠ C20	

※肥料費以外に計上している肥料は補助対象外です

３．各種要件

１．要件

以下を**全て満たす**必要があります。

(1)補助金交付申請時点で、
長野県内に住所（法人は主たる事業所）がある方

(2)直近決算書の**肥料費が25万円（認定新規就農者は15万円）以上**であること

(3)補助金交付申請時点で、
長野県内で営農しており、今後も引き続き営農する意思がある方

(4)長野県税に滞納がないこと

(5)反社会的勢力等でないこと（暴力団、霊感商法など）

法人の主たる事業所は登記簿謄本等で確認します

認定新規就農者以外の新規就農者
⇒肥料費25万円以上が要件

誓約書（様式第２号）で
要件を満たしていることが求められます

４．申請方法

１．受付期間　　令和８年12月１日（火）～令和９年１月15日（金）

※郵送の場合：申請期間中消印のみ有効

２．申請に必要な書類

＜個人の場合＞

４　添付書類	申請者確認欄
(1)誓約書(様式第2号)	
(2)直近の決算書の写し　※就農1年目の認定新規就農者を除く	
ア　確定申告書	
イ　青色申告決算書又は白色申告の収支内訳書	
(3)通帳の写し等、振込先口座を確認できる資料	
(4)有機JAS認証取得者の場合は、認証取得を証明できる書類	
(5)エコファーマー制度認定者の場合は、認定を証明できる書類	
(6)就農1年目の認定新規就農者の場合は以下の書類	
ア　認定新規就農者であることが証明できる資料	
イ　長野県内に在住していることが証明できるもの(免許証の写し等)	
ウ　令和8年1月1日から令和8年10月14日までに購入した肥料費がわかる一覧表 (領収書等を添付)	

就農１年目は決算書がないため、任意の一覧表と領収書等で対応。

4．申請方法

3．申請に必要な書類
＜法人・集落営農組織の場合＞

※申請書から引用

4 添付書類	申請者確認欄
(1)誓約書(様式第2号)	
(2)直近の決算報告書の写し等	
ア 農業部門の売上高が総売上高の過半を占めていることがわかる書類(部門別損益計算書等)	
イ 農業部門の経費がわかる書類(農業部門の損益計算書、製造原価報告書、販売費・一般管理費内訳書)	
ウ 肥料費がわかる書類 (肥料費がわかる製造原価報告書または総勘定元帳から肥料費を抜粋した資料等)	
(3)定款又は規約(集落営農組織の場合)	
(4)定款及び登記簿謄本等主たる事業所がわかる書類(法人の場合)	
(5)通帳の写し等、振込先口座を確認できる書類	
(6)有機JAS認証取得者の場合は、認証取得を証明できる書類	
(7)エコファーマー制度認定者の場合は、認定を証明できる書類	

法人の場合は決算報告書の形態が様々であるため、ア～ウを証明できる書類を準備してください。

4．交付要綱等
交付要綱、実施要領、申請様式は長野県の補助金ホームページにて確認できます。
URL： https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/hiryo/hiryokakakukoutou.html

＜補助金ホームページ＞

４．申請方法

５．申請方法

・オンライン申請の場合

補助金ホームページ内に12月１日に申請フォームを開設します。
https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/hiryo/hiryokakakukoutou.html

＜補助金ホームページ＞

・郵送申請の場合

（１）申請書の取得

長野県の補助金ホームページから様式を取得してください。
（直接用紙が必要な農業者は、最寄りの農業農村支援センター、JA、市町村等へ依頼）

（２）郵送先（委託先関係）

宛先：「長野県肥料価格高騰緊急支援事業」事務局
〒140-0011　東京都品川区東大井2-13-8 ケイヒン東大井ビル4階　（株）ジャッツ内

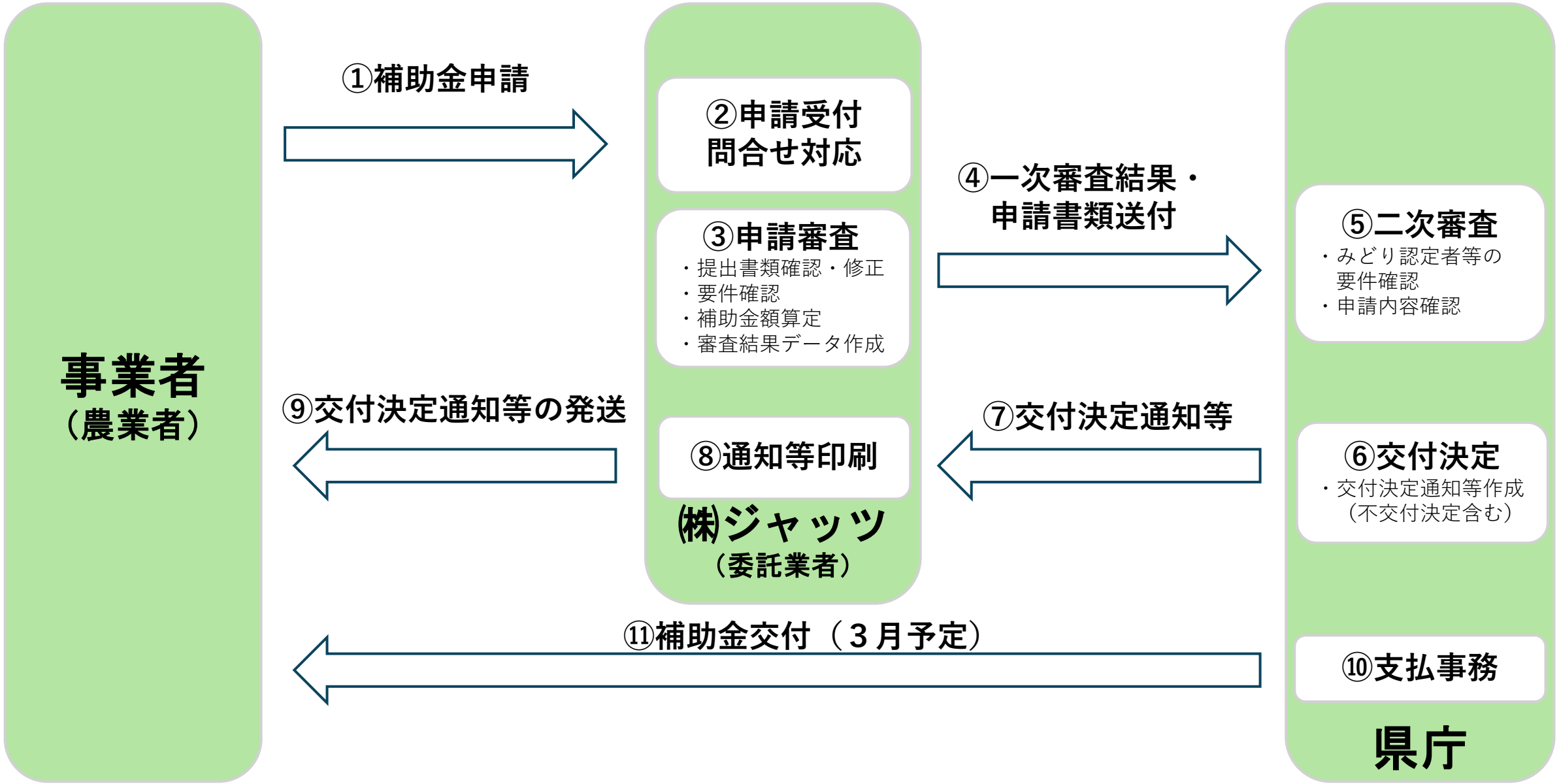
６．その他

（１）オンライン及び郵送の申請に不備等があった際は、「長野県肥料価格高騰緊急支援事業」事務局から電話をかける場合があります。県外番号にはなりますが、着信があった際は必ず応答してください。
不備の修正をご対応いただけない場合は、補助金申請を取り消す場合があります。

（２）お問い合わせ先は、本資料の最終スライドに記載しています。

４．申請方法

＜全体のフロー図＞



５．補助金Q&A（一部）

Q1
市町村や国の肥料の補助金と併用は可能ですか？

A1
併用によって補助金受給額が対象経費を超えない範囲であれば可能です。また、併用先の補助金交付要綱等もご確認ください。

Q2
「農業用生産資材価格高騰対策事業」で決算書等を提出しています。今回の肥料事業を申請する際は新たに提出する必要がありますか？

A2
事業自体が異なるため、新たに提出していただく必要があります。

Q3
県内に複数事業所がありますが、事業所ごと申請できますか？

A3
重複申請と誤って判断する可能性があるため、本社又はいずれかの事業所でまとめて申請してください。

Q4
親から事業を継承しましたが、直近決算書は親の名前となっています。補助金申請はできますか？

A4
親子関係を証明できる書類を追加で提出いただければ申請可能とします。

Q&Aは随時更新され、補助金ホームページに掲載されます。

5．補助金Q&A（一部）

Q5
申請額が予算額に達した時点で受付を終了しますか？

A5
本事業は、
〇周知期間が比較的短期間であること　〇みどり認定を取得するまでに申請者によっては時間がかかること　から、
予算額を超える申請があった場合は、以下のとおり採択順を決定します。
(1)　認定新規就農者を優先して採択する。
(2)　(1)以外の者について、下記の表に定める項目により評価をし、評価点の合計が高い者から予算の範囲内で採択する。

項目	評価基準	評価点	
申請者区分	環境負荷低減農業の取組状況※	① 有機 JAS 認証取得者	3
		② 環境保全型農業直接支払交付金における有機農業実践者	
		③ 信州の環境にやさしい農産物認証者	
		④ みどり認定者	加点なし
		⑤ エコファーマー制度認定者	
肥料費割合	肥料価格高騰の影響度	直近決算書の経費に占める肥料費の割合を評価点とする（肥料費/経費×100＝評価点）	左記計算による

※　最も評価点が高い申請者区分を１つ採用する（重複加点はなし）

先着順ではないので、
申請書類に不備が無いようしっかり準備してください。

5．補助金Q&A（一部）

A5（続き）

申請書に添付いただいた決算書等の情報から、事務局で審査を行います。
肥料費の割合については、下記の算定方法で算出します。

＜個人の場合＞

肥料費金額/経費合計金額×100＝評価点

（青色申告決算書の場合）

科目			金額(円)	科目			金額(円)
収入金額	販売金額	① C01		経費	作業用衣料費	⑱ C18	
	家事消費金額 事業消費金額	② C02			農業共済掛金	⑲ C19	
	雑収入	③ C03			減価償却費	⑳ C20	
	小計（①+②+③）	④ C04			荷造運賃手数料	㉑ C21	
	農産物の棚卸高 期首	⑤ C05			雇人費	㉒ C22	
	農産物の棚卸高 期末	⑥ C06			利子割引料	㉓ C23	
	計（④－⑤＋⑥）	⑦ C07			地代・賃借料	㉔ C24	
経費	租税公課	⑧ C08			土地改良費	㉕ C25	
	種苗費	⑨ C09				㉖ C26	
	素畜費	⑩ C10				㉗ C27	
	肥料費	⑪ C11				㉘ C28	
	飼料費	⑫ C12				㉙ C29	
	農具費	⑬ C13			雑費	㉚ C30	
	農薬衛生費	⑭ C14			小計	㉛ C31	
	諸材料費	⑮ C15			農産物以外の棚卸高 期首	㉜ C32	
	修繕費	⑯ C16			農産物以外の棚卸高 期末	㉝ C33	
	動力光熱費	⑰ C17			経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用	㉞ C34	
					計（㉛+㉜－㉝－㉞）	㉟ C35	

＜法人の場合＞

肥料費金額：肥料費が分かる資料を添付してください（任意可）
※総勘定元帳から肥料だけを抜粋したデータなど

経費合計金額：農産物の当期製品製造原価
＋役員報酬を除いた販売費及び一般管理費
※製造原価に農産物生産以外の原価が含まれている場合は、除いてください

（損益計算書の例）

Ⅰ	売上高		××××
Ⅱ	売上原価		
1	期首製品棚卸高	(+) ×××	
2	当期製品製造原価	××××	
	合計	××××	
	期末製品棚卸高	(−) ×××	(−)
	売上総利益		
Ⅲ	販売費及び一般管理費		
	販売費及び一般管理費合計		(−) ××××
	営業利益		×××

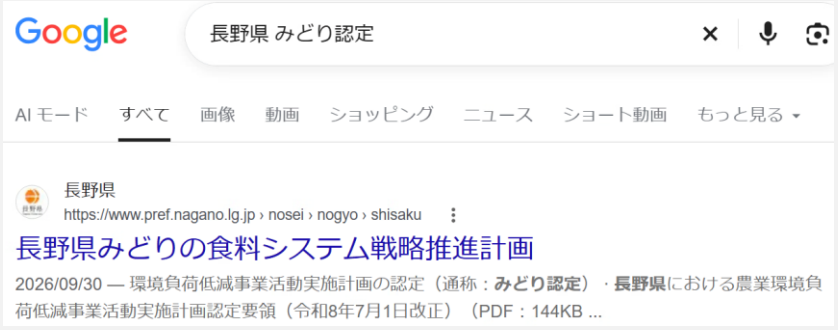
ここから役員報酬を引く

6．みどり認定

1．みどり認定とは
土づくり・化学肥料化学農薬低減等に取り組む
農業者の計画を認定する制度です。

2．計画の期間
５年間の「環境負荷低減事業活動実施計画」を作成します。

3．様式の入手
長野県ホームページから取得できます。



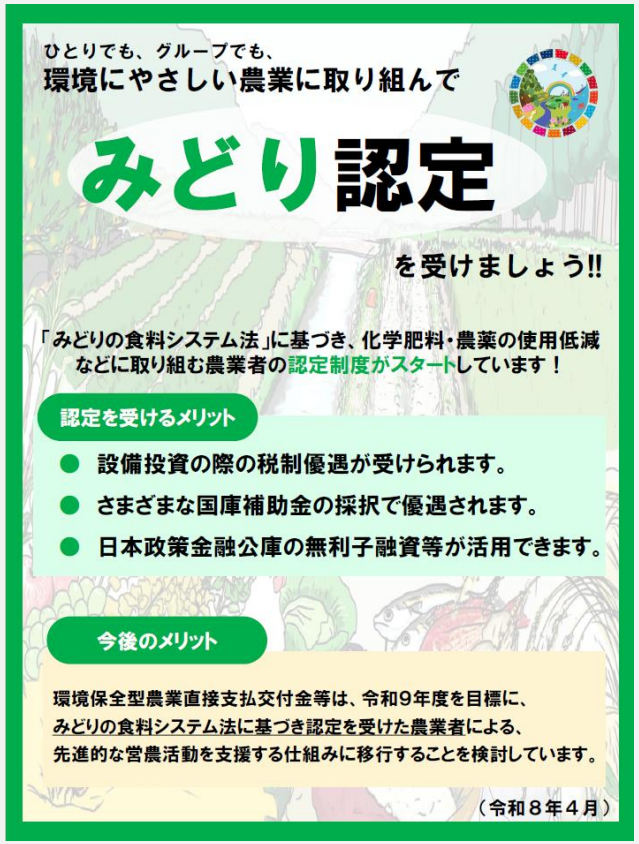
<HPリンク>

4．記載例
上記３のホームページ内に記載例がありますので、ご確認ください。

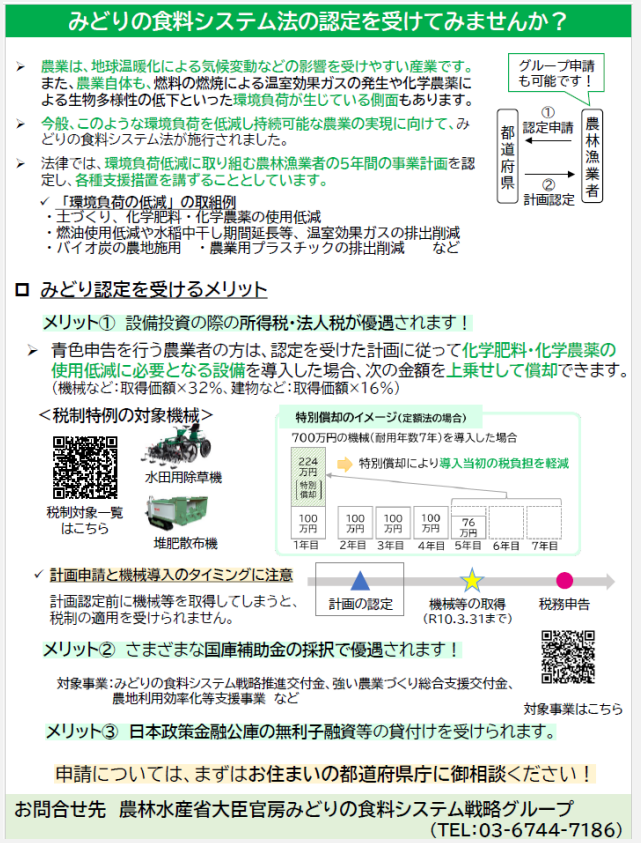
実施計画の作成にあたっては、下記の記載例を参考に作成ください。

- PDF 計画記載例（個人）（PDF：979KB）
- PDF 計画記載例（団体）（PDF：1,039KB）
- PDF 団体構成員一覧表記載例（PDF：149KB）

＜国チラシ表＞



＜国チラシ裏＞



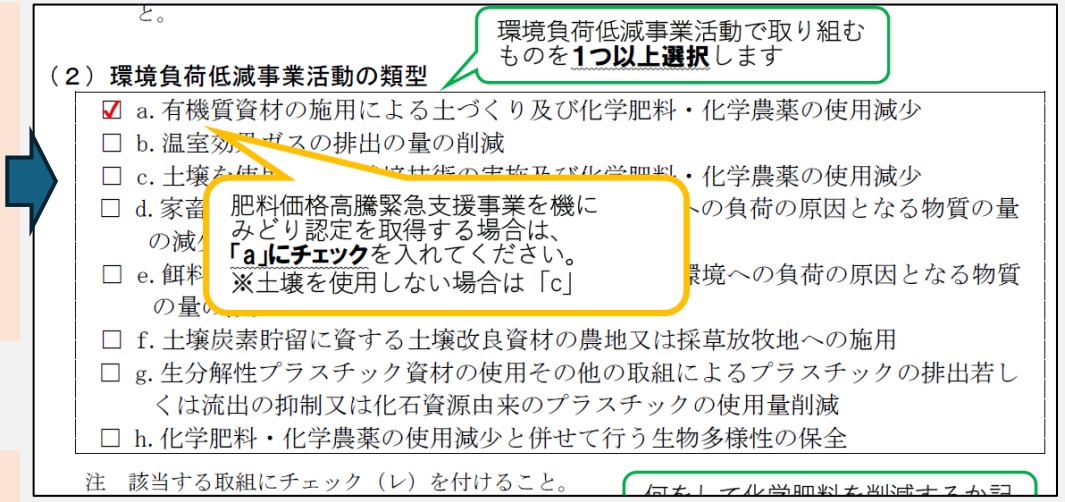
6．みどり認定

5．記載上の注意事項

「肥料価格高騰緊急支援補助金」を機にみどり認定を取得する方は、
a 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
を**必ず選択**してください。

※土壌を使用しない栽培の場合は、
c 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少　を選択

＜記載例より抜粋　※土耕栽培の例＞



上記の申請では、土壌診断結果の添付が必要になります。

(1)土壌診断とは

⇒土壌の状態（土壌性質、養分含量、塩基バランス等）を数値化

(2)土壌診断の依頼先

⇒JA、一部ホームセンター※　等

※全てのホームセンターが受付しているわけではありません。事前に調べてから依頼してください。

(3)申込方法

⇒採取した土壌※を日陰で乾燥させて１～２㎜のふるいにかけます。
ふるった土壌100～200gを依頼先に持ち込んでください。

※採取方法は事前に依頼先へお問い合わせください。

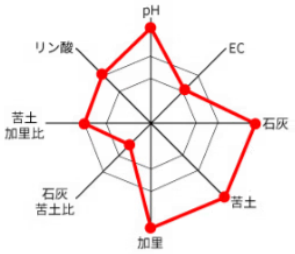
(4)注意事項

⇒土壌診断は農閑期に集中するため、**結果が届くまで１～２ヶ月かかります**。
早めの準備と診断結果送付日の確認をお願いします。

＜土壌診断結果の例＞

土壌分析結果

項目	測定値	基準値		前回値
pH(H_2O)		6 ～ 6.5		
pH(KCl)	6.2	5.5 ～ 6	高い	
EC	0.21	0.01 ～ 0.5	適正	
石灰	485	400 ～ 450	過剰	
苦土	111	45 ～ 55	過剰	
加里	91	25 ～ 40	過剰	
石灰苦土比	4.4	7 ～ 10	低い	
苦土加里比	1.2	1 ～ 2.5	適正	
リン酸	106	20 ～ 60	過剰	



「補助金申請に間に合わない」など、やむを得ない事情がある場合は、土壌診断結果を後日提出することを前提にみどり認定申請をすることは可能です。

6．みどり認定

6．記載上の注意事項

取組む品目が複数の場合は、(５)のみ品目ごとに作成します

（５）環境負荷低減事業活動の内容及び目標
（土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合）

水稲の例

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
水稲	（有機質資材の施用） 【堆肥等有機質資材施用技術】 （現状） ・化学肥料主体に施肥 ・牛ふん堆肥(N:2.0%、C/N:20)を元肥施用 （目標） ・牛ふん堆肥(N:2.0%、C/N:20)主体に施肥	（現状） 堆肥 500kg/10a 10kgN/10a （目標） 堆肥 1t/10a 20kgN/10a
	（化学肥料の施用減少） 【有機質肥料施用技術】 （現状） ・水稲一発肥料(N:14%)を30kg/10a施用 （目標） ・水稲一発肥料(N:14%)を 15kg/10a 施用 ・N 不足分を堆肥施用で補う	（現状） 4.2kgN/10a （目標） 2.1kgN/10a
	（化学農薬の使用減少） 【温湯種子消毒技術、機械除草技術】 （現状） ・殺菌剤使用成分5剤 種子消毒は△△△(化学農薬) （目標） ・殺菌剤使用成分5剤 種子消毒は温湯および□□□(生物農薬)により実施 ・除草ロボットの導入による機械除草	（現状） 殺菌剤使用成分5剤 もしくは 殺菌剤使用回数3回 （目標） 殺菌剤使用成分5剤 もしくは 殺菌剤使用回数3回

使用する化学肥料の成分量と施肥量から算出すること

生物農薬等の有機農産物JAS規格に使用できる農薬を使用した場合、必ずしも使用回数が減るわけではない

・目標の作成について

手順１：技術指針を開く

環境負荷低減事業活動実施計画の認定（通称：みどり認定）

みどりの食料システム法では、環境負荷の低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画（以下、「実施計画」という。）を知事が認定し、認定を受けた者が実施計画税制・金融上の措置を受けることができます。

- PDF 長野県における農業環境負荷低減事業活動実施計画認定要領（令和8年7月1日改正）
- PDF 様式一式（PDF：1,133KB）
- Word 様式一式（ワード：205KB）
- Excel 別表 団体構成員一覧表（任意様式）（エクセル：13KB）
- PDF 長野県における農業環境負荷低減事業活動の実施に関する技術指針（令和8年7月1日

手順２：環境負荷低減技術を選択する（技術指針から一部抜粋）

（有機質資材の施用）
・堆肥等有機質資材施用技術　→C/N比10～150の堆肥等の有機質資材を施用する技術
・緑肥作物利用技術　→緑肥作物を栽培して、農地にすき込む技術

（化学肥料の施用減少）
・局所施肥技術　→肥料を作物の根の周辺に局所的に施用する技術
・肥効調節型肥料施用技術　→被覆肥料等を施用する技術
・有機質肥料施用技術　→有機質（動植物質のものに限る）原料の肥料を施用する技術

（化学農薬の使用減少）
・機械除草技術　→中耕や草刈機によって、除草剤使用回数を減らす技術
・抵抗性品種栽培・台木利用技術　→病害虫に対して抵抗性を持つ品種を導入する技術
・フェロモン剤利用技術　→フェロモン剤を利用する技術（要登録確認）

6．みどり認定

7．申請先

今回の補助金申請を機に多数のみどり認定申請が見込まれますので、下記のとおり特別対応します。

	令和８年11月30日（月） まで	令和８年12月１日（火）から 令和９年１月８日（金）まで
電子メールで申請	農業農村支援センター 農業農村振興課	長野県庁農政部農業技術課
紙で直接持込申請	農業農村支援センター 農業農村振興課	農業農村支援センター 農業農村振興課

〇本補助金を機にみどり認定を取得する場合の申請締切は１月８日までとします。

〇農業農村支援センターの電話番号、メールアドレスは「３．様式の入手」のホームページ内に掲載しています。

〇長野県庁農政部農業技術課（肥料担当）：℡026-235-7222、メールアドレス：nouyaku@pref.nagano.lg.jp

8．その他

みどり認定者及びエコファーマー制度認定者で、補助金の交付を受けた方は、
令和９年度末にご自身で計画された環境負荷低減の取組の実施状況を報告していただきます。

６．みどり認定Q&A（一部）

Q1
過去の土壌診断結果を添付書類として使用できますか？

A1
３年以内の診断結果であれば、添付が可能です。

Q2
既にみどり認定を取得していますが、「土づくり、減化学肥料、減化学農薬」で認定を受けていません。改めて土づくり等で認定を取得する必要がありますか？

A2
既にみどり認定を取得している場合、認定を取り直す必要はありません。

Q3
補助金申請を機にみどり認定を取得した場合、１年後の実施状況報告が求められますが、目標を達成できていなかった場合、補助金返還になりますか？

A3
あくまで５年間の計画を認定する制度であるため、初年度で達成する必要はなく、補助金返還には該当しません。

Q4
既に堆肥や生物農薬を使用して、減化学肥料、減化学農薬に取り組んでおり、これ以上減らすことができず計画が立てられません。

A4
長野県地域慣行基準よりも少ない値での化学肥料施肥や化学農薬使用回数であれば、現状の取組をそのまま目標とすることが可能です。

Q&Aは随時更新され、補助金ホームページに掲載されます。

7．その他

1 問い合わせ先

〇補助金に関する問い合わせ

11月末まで：長野県庁農政部農業技術課　肥料担当　026-235-7220　nouyaku@pref.nagano.lg.jp

12月1日～2月26日：「長野県肥料価格高騰緊急支援事業」事務局
〒140-0011　東京都品川区東大井2-13-8 ケイヒン東大井ビル4階　（株）ジャッツ内
電話番号：03-6823-1043　受付時間：平日 9:00～17:00（土日祝日、年末年始 12/29～1/3 を除く）
メールアドレス：nagano hiryo@nta.co.jp

2月27日以降：長野県庁農政部農業技術課　肥料担当　026-235-7220　nouyaku@pref.nagano.lg.jp

〇みどり認定に関する問い合わせ

11月末まで	農業農村支援センター農業農村振興課
12月1日～1月8日	長野県庁農政部農業技術課
1月9日以降	農業農村支援センター農業農村振興課（通常の受付事務）

支援センター及び農業技術課の連絡先はHP下部にあります

＜みどり認定県HP＞

2 注意事項

〇みどり認定の申請と補助金の申請は全く別物です！

みどり認定の認定書が届きましたら、速やかに補助金の申請を行ってください。
補助金申請忘れの無いようにご注意ください。